

# 重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、広島県及び三原市の条例、規則、要綱等の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 仁康会
主たる事務所の所在地	広島県三原市小泉町4 2 4 5 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 谷本 雄謙
設立年月日	昭和42年3月
電話番号	(0848) 66-3355

## 2 ご利用事業所の概要

事業所名	三原市西部地域包括支援センター大空
所在地	三原市下北方1丁目6番5号
事業所指定番号	広島県 3400900027 号
管理者・連絡先	管理者 田中 文恵 TEL (0848) 86-2450
サービス提供地域	新倉1～3丁目・長谷1～5丁目・沼田1～3丁目・沼田東町・沼田西町・小坂町・小泉町・高坂町・本郷町・本郷南1～7丁目・本郷北1～4丁目・下北方1～2丁目・南方1～3丁目

## 3 事業所の職員体制等

職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
社会福祉士	1名	0名	1名
保健師・経験ある看護師	2名	0名	2名
主任介護支援専門員	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名	0名	1名
事務担当職員	1名	0名	1名

## 4 営業時間

区分	平日	土曜日	日曜日・祭日
営業時間	8:30～17:30	8:30～12:30	休み

(注) 年末年始(12/31～1/3)・盆休暇(8/15)は「祝日」の扱いとなります。  
ただし、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

## 5 事業の目的

### (1) 事業の目的

要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

### (2) 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 6 提供するサービスの内容

- (1) 利用者のお宅を訪問し、本人の心身の状態を適切な方法により把握の上、本人及びその家族の希望を踏まえ、「介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメント」を作成します。
- (2) 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、介護予防サービス計画書又は介護予防ケアマネジメントを変更します。
- (3) 指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。

## 7 利用料及び利用者負担

原則として利用者の負担はありません。

### (1) 介護予防支援の利用料

介護予防支援費（1か月につき）	442単位
初回加算	300単位
委託連携加算	300単位

(注1) 上記の利用料は、厚生労働大臣又は三原市が告示等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、新しい利用料を書面でお知らせします。

### (2) 介護予防ケアマネジメントの利用料

マネジメントA	作成料（1か月につき）	442単位
	初回加算	300単位
	委託連携加算	300単位
マネジメントB	作成料（1か月につき）	221単位
	初回加算	300単位
マネジメントC	作成料（1回につき）	442単位
	初回加算	300単位

(注1) 上記の利用料は、三原市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、新しい利用料を書面でお知らせします。

## 8 身分証の携帯

三原市西部地域包括支援センターの担当職員であることを称する身分証等を常に携帯し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときはこれを提示します。

## 9 業務委託

介護予防支援及び介護予防マネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

## 10 事故発生時の対応

指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画書に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号	0848-86-2450
	FAX番号	0848-86-2485
	相談員（責任者）	管理者 田中 文恵
	対応時間	8:30～17:30

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	(介護予防支援に関すること) 三原市高齢者福祉課 介護保険係	所在地 三原市港町3丁目5-1 電話番号 0848-67-6240 対応時間 平日8:30~17:15
	(介護予防ケアマネジメントに関すること) 三原市高齢者福祉課 高齢者福祉係	所在地 三原市港町3丁目5-1 電話番号 0848-67-6055 対応時間 平日8:30~17:15
	広島県国民健康保険団体 連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 利用時間 平日8:30~17:15

## 1.2 虐待の防止について

事業者は、利用者籐の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田中 文恵
虐待防止に関する担当者	社会福祉士 田中 文恵

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待の対応及び体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の対応のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

## 1.3 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 1.4 感染症の予防及びまん延防止

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 1.5 ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ア 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- イ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ウ 意に沿わない性的行動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が

発生しない為の再発防止策を検討します。

ア 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

イ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

## 1.6 その他

体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員、事業者担当者又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

## 1.7 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 事業所の担当職員、その他の従事者は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう努めます。

(2) サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて同意を得ることとします。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 三原市小泉町4245番地

事業者(法人)名 医療法人 仁康会

代表者・氏名 理事長 谷本 雄謙 印

説明者・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所

氏名 印

本人との続柄